

本庄市子ども・子育て支援事業計画 案（たたき台）

第 1 章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以上の50万人を割るものと推計しています。また、ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化が進行するだけでなく、晩婚化・晩産化が進行しており、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が影響していることがうかがわれます。

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

本市においては、平成17年度から、「本庄市次世代育成支援行動計画」を策定し、地域で安心して子育てができ、また、これからの社会を担っていく子ども達が健やかに成長できるよう、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、依然として子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、就学前の教育・保育ニーズに対応するため、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」のもとで、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指すとしております。この実現のため、子ども・子育て関連3法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、区市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことを義務づけられています。

2 計画の性格と役割

(1) 計画の法的根拠

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとなっています。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本方針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画として位置づけられます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本庄市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

また、本計画の策定にあたっては、本庄市総合振興計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されています。

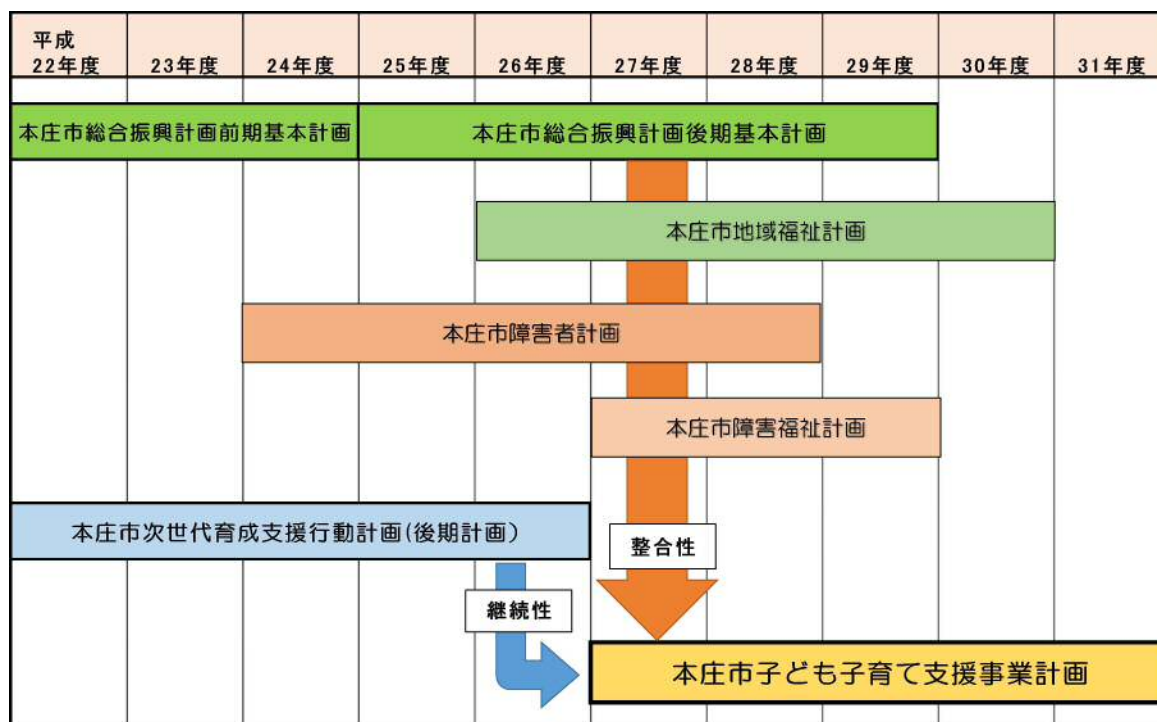
本市では、「子ども・子育て支援事業計画」に「次世代育成支援行動計画」を包含し、本計画を子ども・子育てに関する総合計画として位置付けるものとします。

3 計画の整合性

本計画は、子ども子育て支援法に基づき、県の「(仮称)埼玉県子ども・子育て支援事業計画」及び既存計画の「本庄市総合振興計画後期基本計画」、「本庄市地域福祉計画」、「本庄市障害者計画」、「本庄市障害福祉計画」、「母子保健計画」との整合性を図りながら策定するものです。

4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して平成27年度から平成31年度までを一期とした5年間の計画を策定することとします。



5 計画の対象

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、本市に居住するすべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。

また、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下、「小学校就学前児童」とは、小学校就学前までの子どもを指します。

6 計画の策定体制

(1) 本庄市子ども・子育て会議の設置

本計画は、学識経験者、教育・保育サービス事業者、私立幼稚園・保育園の保護者会、小学校校長会、医師会及び公募による市民等から構成された「本庄市子ども・子育て会議」において意見を伺い策定いたしました。

(2) 本庄市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会の設置

子育て支援課を中心に庁内の関係部局職員により構成された「本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会」において、計画策定に必要な事項に関して検討を行いました。

(3) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施

本計画策定にあたり、子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握するため、就学前児童及び小学校児童の中から無作為に抽出した世帯を対象に、「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート」を実施しました。

■調査時期 平成25年10月11日～10月31日

■調査方法 幼稚園・保育園・小学校を通して配布、回収。一部郵送による配布・回収

■発送数及び回収数

対象者	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる家庭	1,300件	951件	73.2%
小学校児童のいる家庭	1,200件	995件	82.9%
合計	2,500件	1,946件	77.8%

■量の見込みを算出するための基本となる家族類型

タイプA： ひとり親家庭	(母子または父子家庭)
タイプB： フルタイム共働き家庭	(両親ともフルタイムで就労している家庭)
タイプC： フルタイム・パートタイム共働き家庭	(フルタイムとパートタイムで就労している家庭) (就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)
タイプC'： フルタイム・パートタイム共働き家庭	(フルタイムとパートタイムで就労している家庭) (就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)
タイプD： 専業主婦(夫)家庭	(父親または母親のどちらか一方が就労していない家庭)
タイプE： パートタイム共働き家庭	(両親ともパートタイムで就労している家庭) (就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)
タイプE'： パートタイム共働き家庭	(両親ともパートタイムで就労している家庭) (就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)
タイプF： 無業の家庭	(両親とも無職の家庭)

7 基本理念

- 安心して子どもを産み育てることができる子育て支援社会づくり
- 健やか子育て 楽しい子育て みんなで支える本庄市
- 子どもが 親が 地域が とともに育つ みんなで子育て 自然豊かな本庄市

子どもは生まれながらに無限の可能性を持ち、未来を担う貴重な存在です。

そこで、子どもたちが自らの可能性を伸ばし、未来に向かって夢と希望を抱き、いきいきと育っていけるように、子どもの利益を尊重し、個性を最大限生かすことのできるまちづくりを目指します。

また、親が安心して子どもを産み、育てられる環境の整備を推進し子育ての喜びを実感できるまちづくりを進めます。

さらに、地域全体で子育て家庭を支え合うことができる仕組みを構築します。

このような観点から、地域社会の輝く未来に向けて、子どもと親と地域が育つ子育て支援を目指します。

【事務局より 子ども・子育て会議委員の皆様へ】

ここに記載してある基本理念は、平成17年度に策定した本庄市次世代育成支援行動計画に記載されている基本理念です。新計画では、新たな基本理念を掲げたいと考えておりますので、あくまでもイメージとして記載しました。新計画の基本理念は、他の章の内容との整合性を図るため、最終的には、他の章がある程度固まってから決めたいと思いますが、現時点で、「このようなイメージの基本理念がよい」「キーワードとしてこの言葉をつかたらどうか」というものがありましたら、会議の際にご提案ください。

また、次ページ以降の「8 基本的視点」「9 基本方針」につきましても、本庄市次世代育成支援行動計画に記載されているものです。これらにつきましても他の章との整合性を図りながら決めたいと思います。

8 基本的視点

■計画推進において重視すべき視点

(1) 子どもの視点

すべての子どもが尊重され、子育て支援が真に子どもが幸せに育つためのものであるように、子ども自らの成長を応援し、子どもの視点を大切にしたい取組を推進します。

(2) 保護者の視点

仕事と子育てを両立している家庭とともに、家で子どもの面倒をみている家庭に対しても支援を進め、子どもを育てるすべての保護者が子育ての第一義的責任を有するとの認識のもとに、自らの温かな手で子育てできることを応援する取組を推進します。

(3) 次代の親づくりの視点

子どもたちが次代の親となり、将来のまちづくりにとって欠かせない存在であることを一人一人が認め、子どもたちが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるように、長期的な視点に立って子どもの健全育成を推進します。

(4) 地域の視点

保護者が孤立することがないように、地域のあらゆる社会資源を活用してそのネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。

9 基本方針

本計画は、子ども・子育て支援の推進にあたっては、次世代育成支援行動計画で定めた総合的な子育て支援施策を継承し、教育、福祉分野はもとより、保健、都市環境、商工労政等の子どもと子育て家庭にかかわる関連分野が連携して取り組んでいきます。

本計画は、基本理念を実現するために4つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

(1) 地域における子育ての支援

- ① 地域における子育て支援サービスの充実
- ② 仕事と生活の調和の推進
- ③ 子育て支援のネットワークづくり
- ④ 児童虐待防止対策の充実
- ⑤ ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ⑥ 障害児施策の充実

(2) 親と子の健康確保及び増進

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 「食育」の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 小児医療の充実

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ① 次代の親の育成
- ② 児童の健全育成
- ③ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ④ 家庭や地域の教育力の向上
- ⑤ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(4) 安全・安心まちづくりの推進

- ① 良質な住宅及び居住環境の確保
- ② 子どもの交通安全を確保するための環境の整備と活動の推進
- ③ 子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進
- ④ 被害に遭った子どもの保護の推進

10 計画の構成

※基本理念・基本方針確定後に作成

第2章

本庄市の現状

第2章 本庄市の現状

1 人口

(1) 年齢3区分別人口の推移

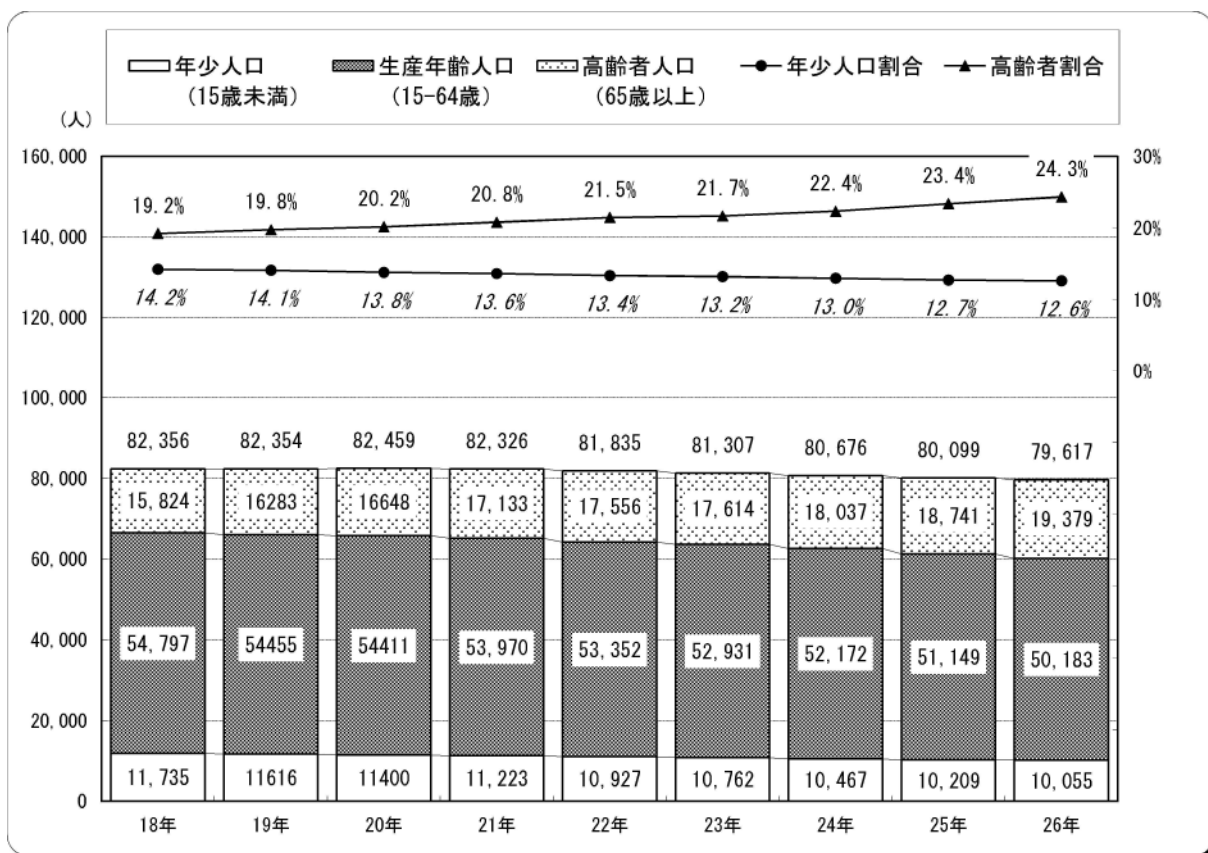
平成26年4月1日現在の総人口は79,617人となっています。

平成18年以降の総人口は、減少傾向で推移しており、18年から26年まで減少数を平均すると毎年約340人の減少となっています。

年齢3区分別の人口は年少人口と生産年齢人口は減少傾向でし、高齢者人口は増加傾向で推移しています。

年齢3区分別の18年から26年まで減少数の平均をみると、毎年、年少人口が約210人、生産年齢人口が約510人の減少で、高齢者人口が約450人の増加となっており、少子化、高齢化の進行が急激に進行しています。

■人口推移と年少人口・高齢者割合の推移



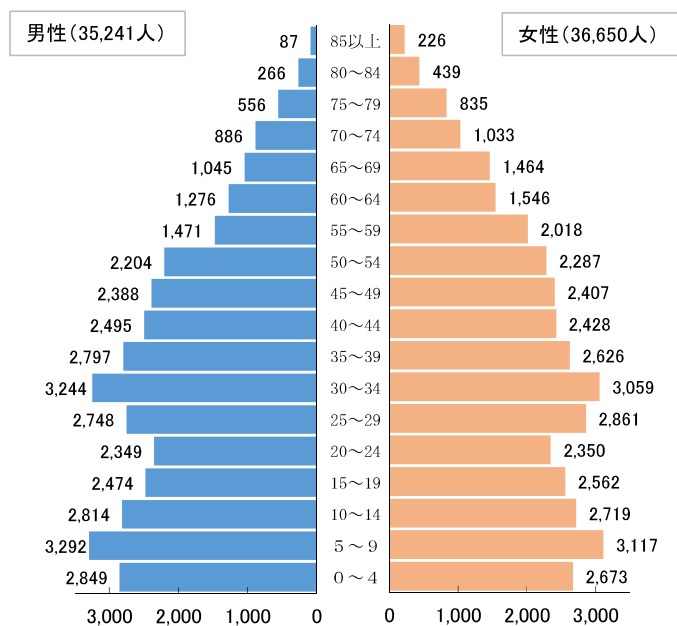
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 人口構成

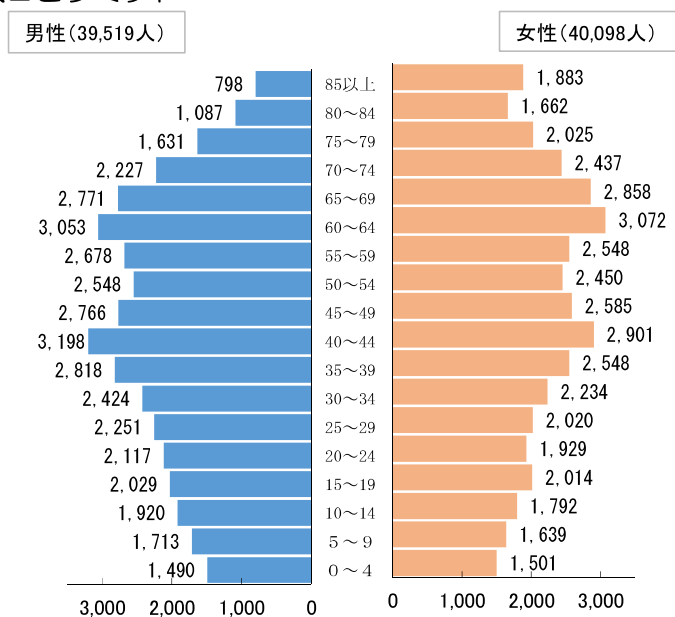
5歳ごとの年齢階級別人口構成を昭和54年と平成26年を比較すると、昭和54年は子どもの割合が多く、高齢者の割合が少ない「釣り鐘型」を形成しており、今後人口が増加する構造となっています。

一方、平成26年は子どもの人口が少なく、高齢者の割合が多い「つぼ型」を形成しており、人口が今後減少する構造となっています。

■昭和54年の人口ピラミッド



■平成26年の人口ピラミッド

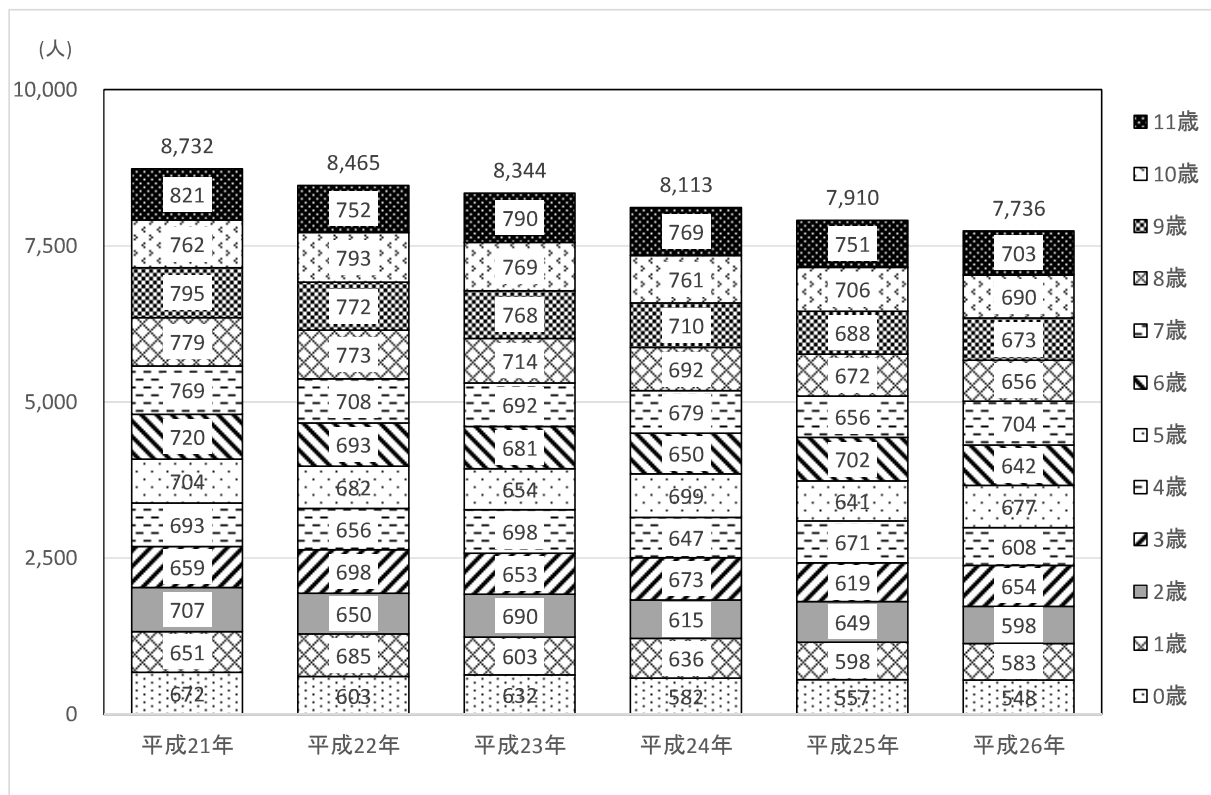


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 子ども数の推移

11歳以下の児童数（乳幼児及び小学校児童）は毎年減少しており、平成26年は7,736人と平成21年と比較して約1,000人減少しています。毎年約200人の減少となっています。

■11歳以下の児童数の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

2 世帯数の推移

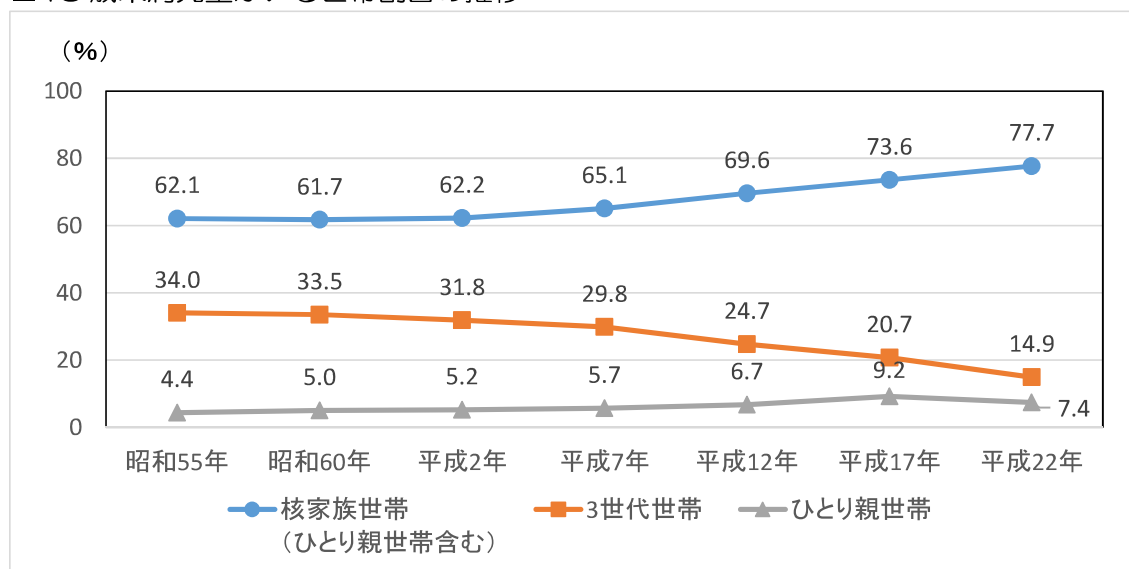
18歳未満の児童がいる世帯の中で、核家族世帯（ひとり親世帯含む）の割合は、増加傾向で推移し、平成22年では77.7%を占めています。

3世代世帯は減少傾向で推移しています。

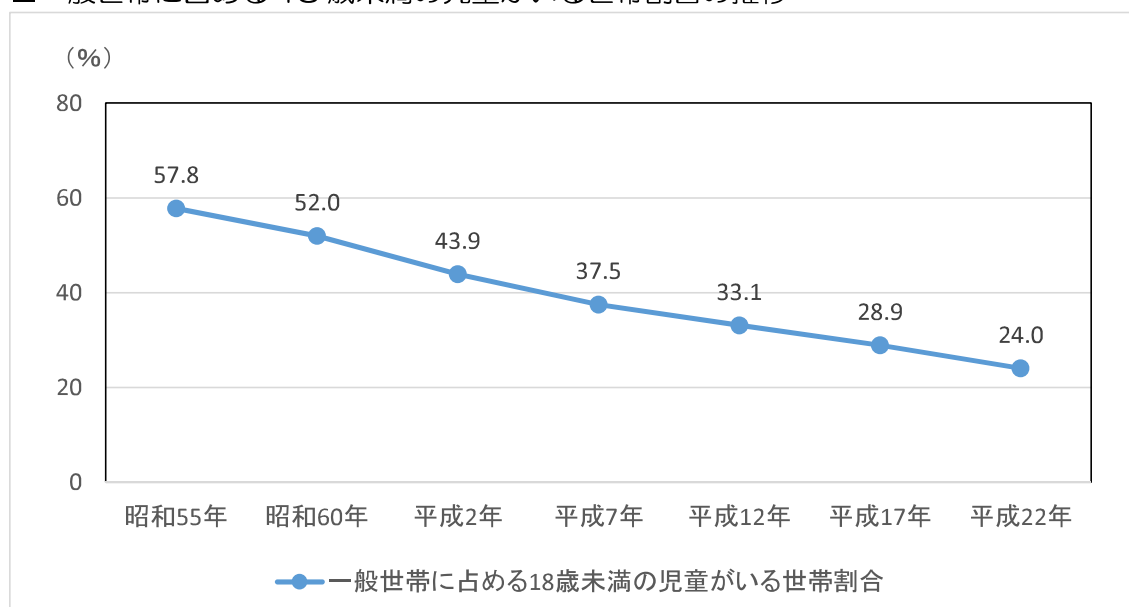
ひとり親家庭は平成17年まで増加傾向で推移していましたが、平成22年は減少へと転じています。

また、一般世帯に占める18歳未満児童がいる世帯の割合は、減少傾向で推移し、平成22年には24.0%となっており、子どものいる世帯は4世帯に1世帯以下になっています。

■18歳未満児童がいる世帯割合の推移



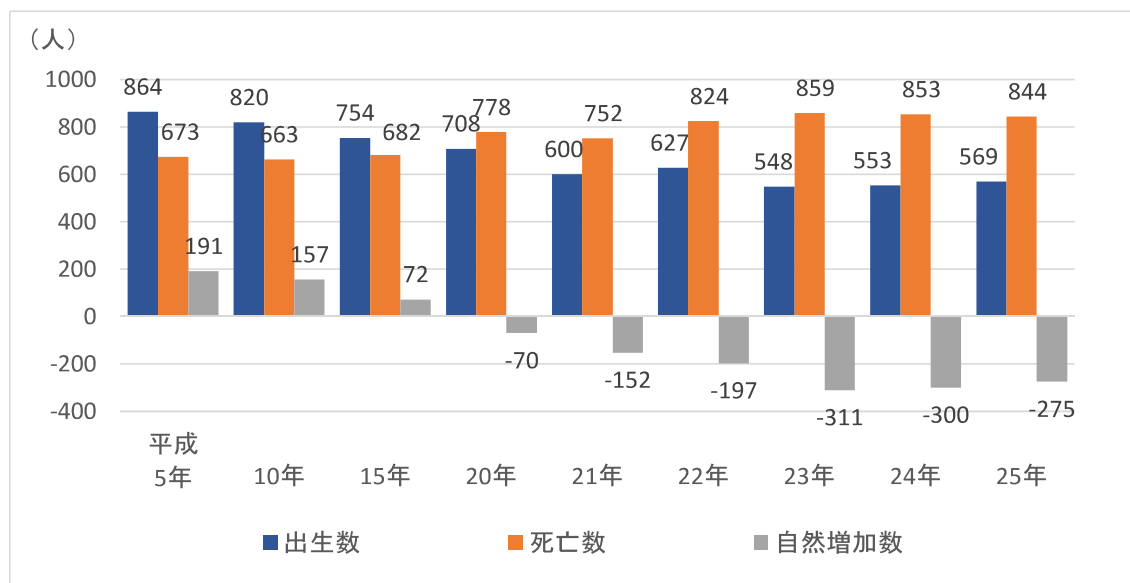
■一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯割合の推移



3 人口動態の推移

出生数から死亡数を減算することによる人口の自然動態を見ると、平成20年に死亡数が出生数を上回り、20年以降の自然増加数はマイナスで推移しています。

■自然動態



資料：住民基本台帳

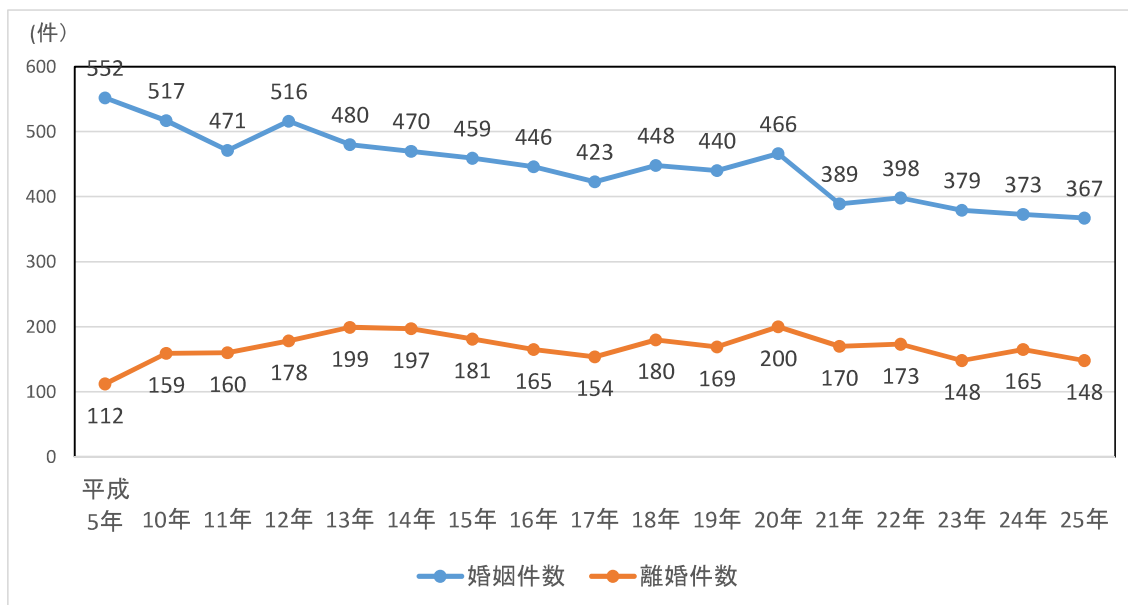
※社会動態はデータ不足のため保留

4 婚姻、離婚件数の推移

婚姻件数は減少傾向で推移しており、平成25年は367件と平成5年以降で最も少ない件数となっています。

離婚件数は平成20年の200件をピークに21年以降は横ばい傾向で推移しています。

■婚姻・離婚件数の推移



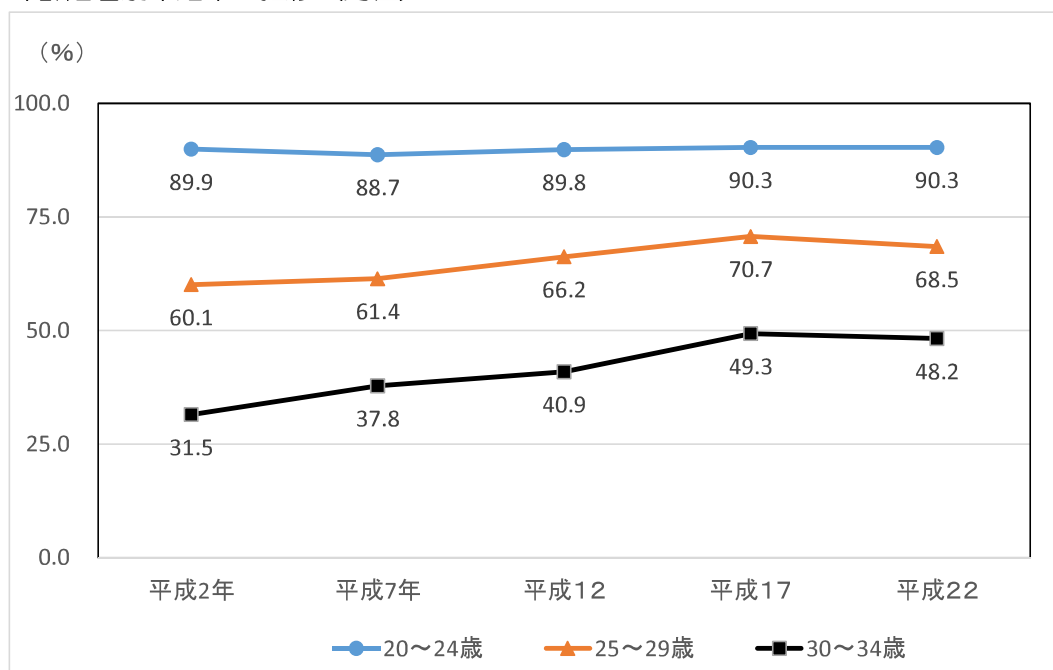
5 未婚率の推移

未婚率の状況を見ると、各年齢層とも増加傾向で推移しています。

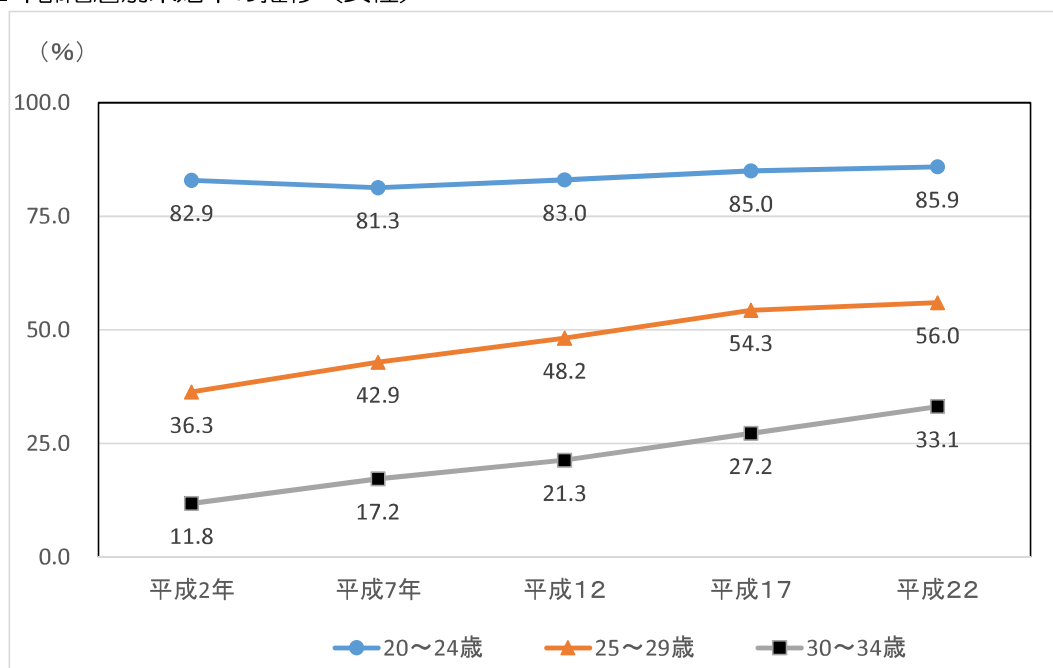
男性では、30～34歳が90%台で推移し、特に高くなっています。

女性では各年齢層とも増加傾向となっており、未婚率を男性と比較すると低いものの非婚化、晩婚化が進行しています。

■年齢階層別未婚率の推移（男性）



■年齢階層別未婚率の推移（女性）



資料：国勢調査

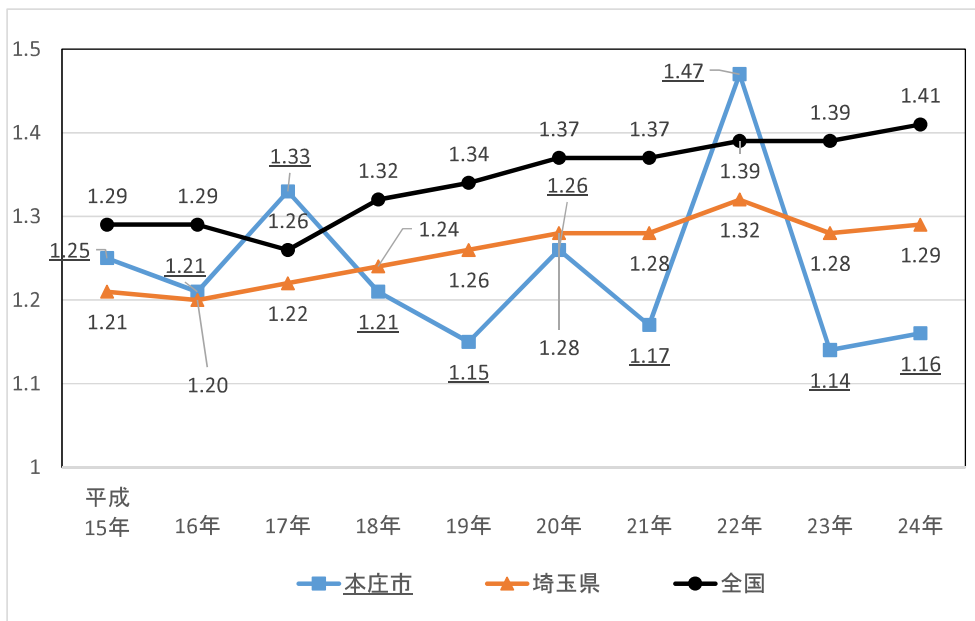
6 出生数の推移

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数です。

国や県は緩やかに増加傾向で推移していますが、本庄市は増加と減少を繰り返す状況です。

■合計特殊出生率の推移



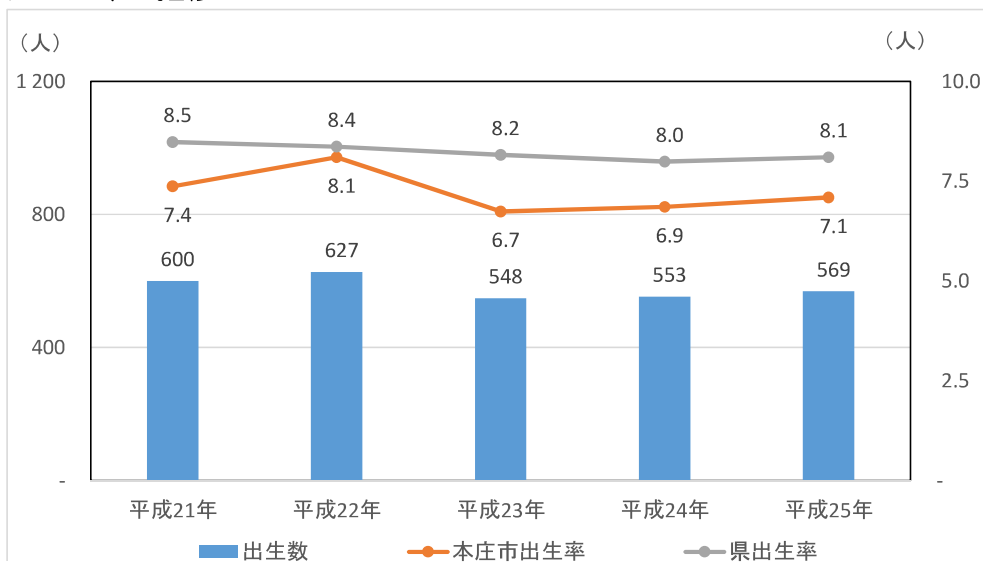
資料：健康推進課

(2) 出生数と出生率の推移

出生率は人口1000人当たりの年間の出生児数の割合です。

出生数は横ばいで推移しており、出生率は県平均を1人程度下回り推移しています。

■出生数と出生率の推移

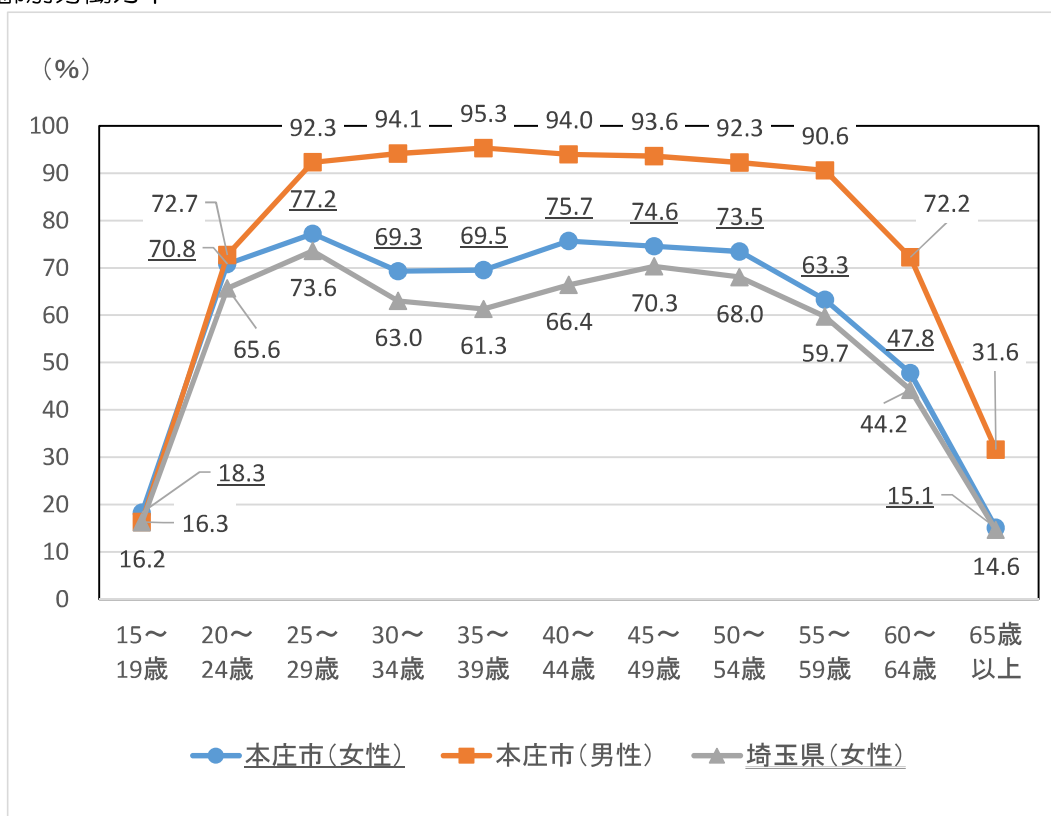


資料：健康推進課

7 男女の就労状況

女性の労働力率をみると、20歳代後半から落ち込んでおり、M字型曲線を形作っていますが、県平均と比較すると、各年齢層ともに上回り、M字型曲線は浅いものになっています。

■年齢別労働力率



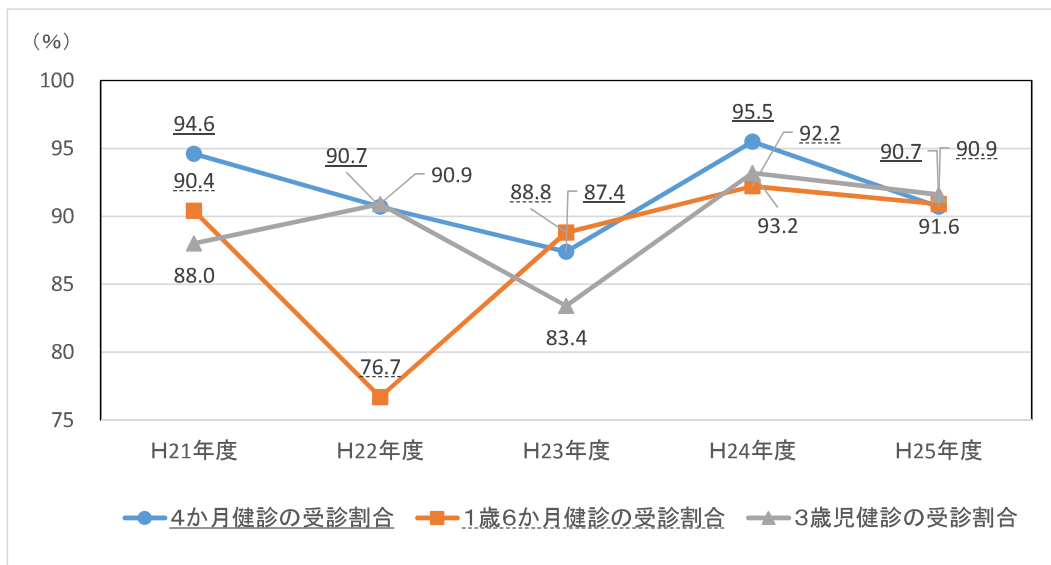
資料：平成22年国勢調査

8 乳幼児健康診査受診率の推移

「4か月健診」、「1歳6か月健診」、「3歳児健診」の受診率は、ほぼ80%以上となっています。

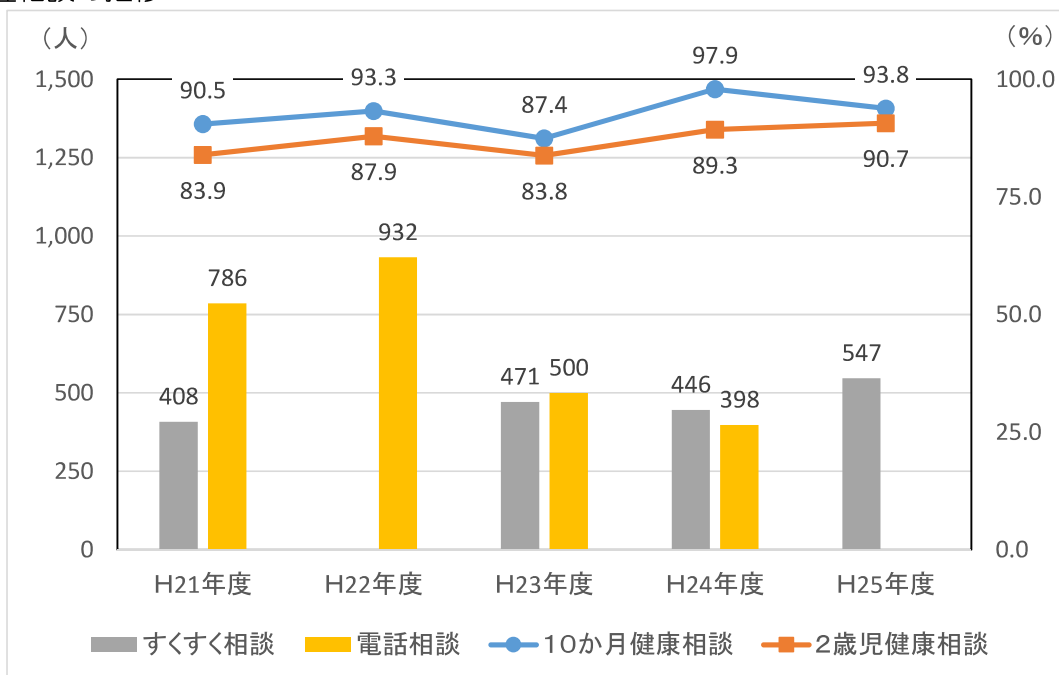
また、「10か月健康相談」、「2歳児健康相談」の受診率は80%以上となっています。

■乳幼児定期健診等の受診率の推移



資料:健康推進課

■各種相談の推移



資料:健康推進課 ※平成22年すくすく相談、平成25年電話相談件数未確定

9 子育て関連施設の状況

市内の子育て関連施設は以下のとおりです。

■子育て関連施設一覧

No.	施設	箇所数
1	子育て支援センター	5
2	保育園(公立4・私立17)	21
3	幼稚園	8
4	小学校	13(休校中1)
5	中学校	4
6	児童センター	2
7	学童保育所(公営公設4・民設民営15)	19
8	図書館	2

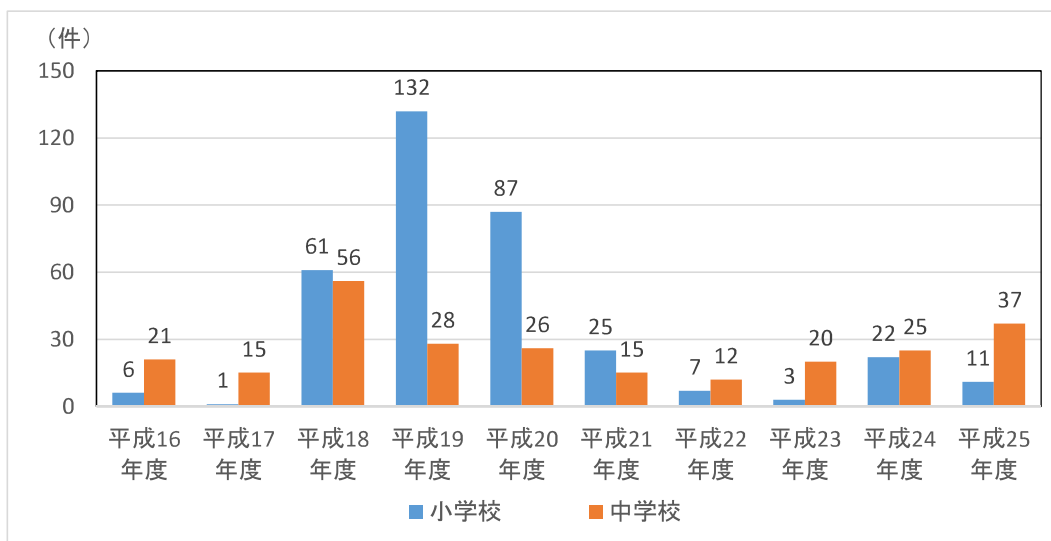
※地図に落とし込むか検討

10 児童虐待・いじめ等の状況

本市のいじめ認知件数の推移をみると、小学校は平成19年度をピークに減少傾向で推移していましたが平成24年増加に転じています。中学校は平成18年をピークに減少していましたが、平成23年度以降増加傾向で推移しています。

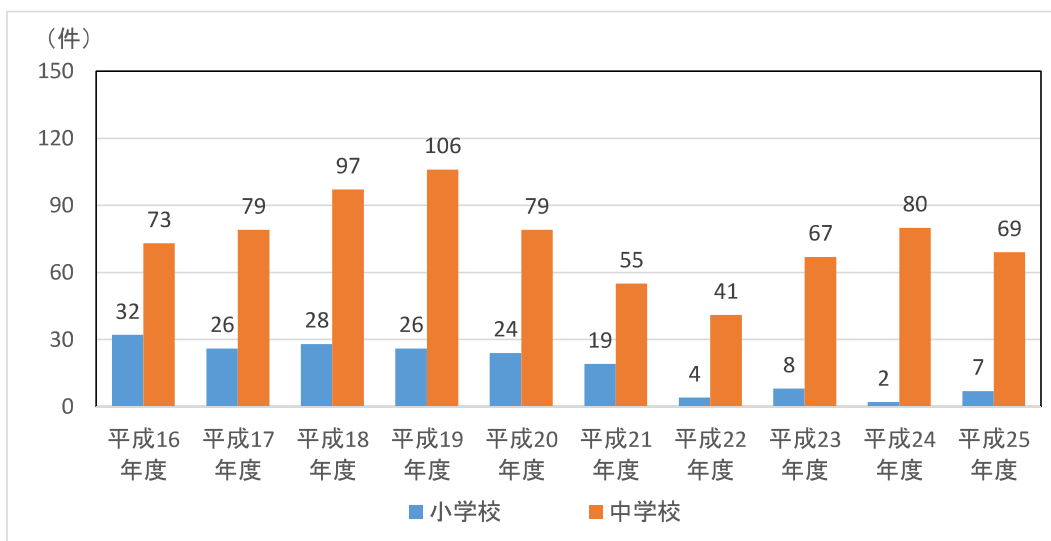
不登校児童生徒数は、小学生は減少傾向となっておりますが、中学生は平成23年度以降増加傾向で推移しています。

■いじめ認知件数の推移



資料：学校教育課 ※平成25年度は12月末現在の件数

■不登校児童生徒数件数の推移



資料：学校教育課 ※平成25年度は12月末現在の件数

第3章

次世代育成支援行動計画の総括と今後の課題

※第3章につきましては、次世代育成支援行動計画の各取組事業について、事業を実施している各課の達成状況をもとに記載します。

第3章

次世代育成支援行動計画の総括と今後の課題

1 次世代育成支援行動計画の評価

次世代育成支援事業計画の基本目標別に基本施策の実施状況から以下の評価を行います。
評価は各担当課が行っています。

評価方法

1. 各施策の達成状況の評価します。
2. 基本施策の平均をA、B、Cで評価します。A：75%以上
B：50%以上 75%未満
C：50%未満

(1) 基本目標 1 地域における子育て支援

地域における子育て支援の事業数は67でした。

達成状況は・・・・。

評価は○となっています。

基本目標 1 地域における子育て支援		評価【 】	
	基本施策	事業数	達成状況
①	地域における子育て支援サービスの充実	15	
②	仕事と生活の調和の推進	19	
③	子育て支援のネットワークの充実	2	
④	児童虐待防止対策の充実	7	
⑤	ひとり親家庭等の支援体制の充実	8	
⑥	障害児施策の充実	16	

(2) 基本目標2 親と子の健康確保及び増進

親と子の健康確保及び増進の施策数は18でした。

達成状況は・・・・。

評価は○となっています。

基本目標2 親と子の健康確保及び増進		評価【 】	
基本施策	施策数	達成状況	
① 子どもや母親の健康の確保	8		
② 「食育」の推進	2		
③ 思春期保健対策の充実	2		
④ 小児医療の充実	6		

(3) 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備の施策数は37でした。

達成状況は・・・・。

評価は○となっています。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備		評価【 】	
基本施策	施策数	達成状況	
① 次代の親の育成	1		
② 児童の健全育成	11		
③ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	14		
④ 家庭や地域の教育力の向上	10		
⑤ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	1		

(4) 基本目標4 安全・安心まちづくりの推進

基本目標4 安全・安心まちづくりの推進の施策数は27でした。

達成状況は・・・・。

評価は〇となっています。

基本目標4 安全・安心まちづくりの推進		評価【 】	
	基本施策	施策数	達成状況
①	良質な住宅及び良好な居住環境の確保	9	
②	子どもの交通安全を確保するための環境の整備と活動の推進	10	
③	子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進	6	
④	被害に遭った子どもの保護の推進	2	

2 今後の課題

(1) 基本目標 1 地域における子育て支援

■現状と課題

■今後の取組

(2) 基本目標 2 親と子の健康確保及び増進

■現状と課題

■今後の取組

(3) 基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

■現状と課題

■今後の取組

(4) 基本目標 4 安全・安心まちづくりの推進

■現状と課題

■今後の取組

第4章

教育・保育の提供区域の設定及び人口推計

第4章 教育・保育の提供区域の設定及び人口推計

1 教育・保育提供の考え方

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育の区域設定です。

教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

基本指針に基づく教育・保育提供区域の考え方は以下の通りです。

■目的および区域の設定の考え方

	項 目	内 容
1	目的	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制の確保」を決定する単位としての区域設定
2	設定の考え方	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案。保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域
3	国が示している区域イメージ	小学校区単位、中学校区単位、行政区単位など、地域の実情に応じて設定

(2) 市内の教育・保育の施設状況

本市の教育・保育施設は以下の状況となっています。

■施設名一覧(小学校)

- 1 中央小学校
- 2 本庄西小学校
- 3 本庄東小学校
- 4 本庄南小学校
- 5 旭小学校
- 6 北泉小学校
- 7 仁手小学校
- 8 藤田小学校
- 9 児玉小学校
- 10 共和小学校
- 11 金屋小学校
- 12 秋平小学校

■施設名一覧(中学校)

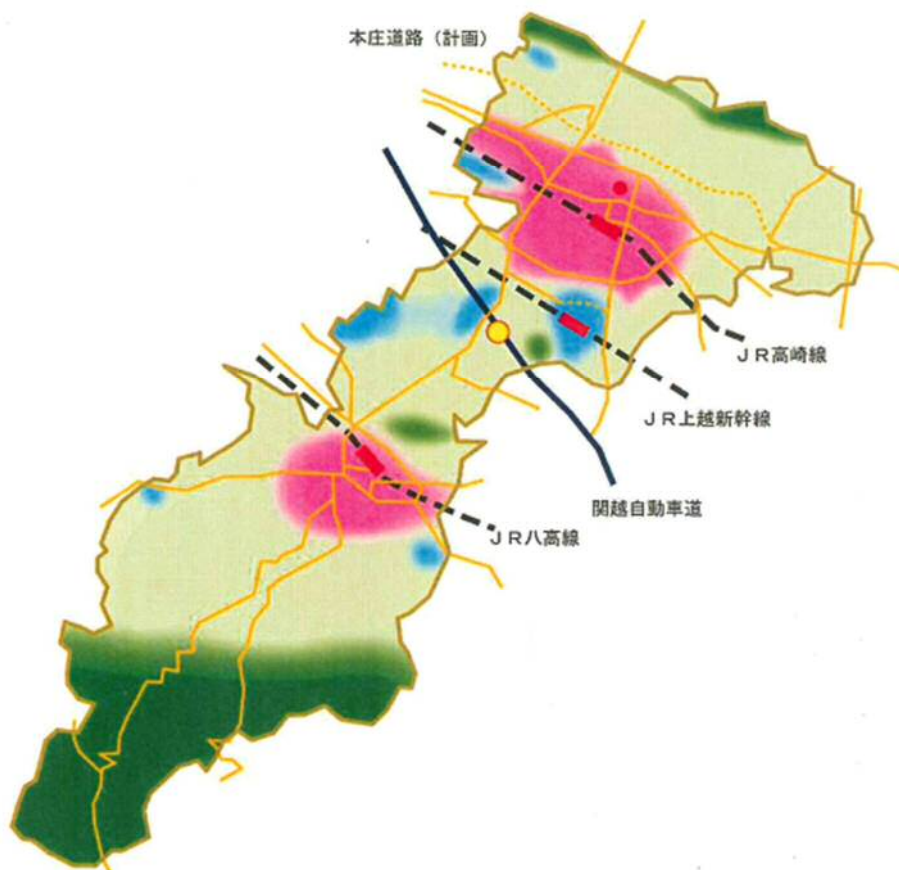
- ① 本庄東中学校
- ② 本庄西中学校
- ③ 本庄南中学校
- ④ 児玉中学校

■施設名一覧(幼稚園)

- ・本庄西幼稚園
- ・本庄東幼稚園
- ・若泉幼稚園
- ・本庄すみれ幼稚園
- ・本庄幼稚園
- ・本庄青葉幼稚園
- ・本庄旭幼稚園
- ・児玉桜井幼稚園

■施設名一覧(保育園)

- ・金屋保育所
- ・久美塚保育所
- ・秋平さくら保育園
- ・共和梅花保育園
- ・いずみ保育所
- ・藤田保育所
- ・聖徳本庄保育園
- ・こぞくら保育園
- ・旭保育園
- ・梅花保育園
- ・たんぼぼ保育園
- ・西光保育園
- ・西光第二保育園
- ・児玉保育園
- ・みどり保育園
- ・本庄保育園
- ・小島南保育園
- ・日の出保育園
- ・若草保育園
- ・北泉保育園
- ・ほほえみ子どもの国保育園



(3) 本市が定める教育・保育提供区域

本庄市は、教育・保育の区域設定を本庄駅や児玉駅を中心に市街地が形成されていることや本庄早稲田駅周辺地域において新たな拠点が形成されていること、また、東西に延びる鉄道（JR 高崎線）で分割した生活圏などの地域特性を考慮し、市全域を3区域に設定します。

教育・保育提供の3圏域



(4) 3圏域別教育・保育施設の状況

① 高崎線以北地域

施設・事業	保育所	認可外保育施設	幼稚園	放課後児童クラブ	幼稚園による学童保育	保育所による一時預かり・特定保育
定員	580	51	485	319	45	10
施設・事業	幼稚園による長時間預かり保育	延長保育事業	病児・病後児保育	地域子育て支援拠点事業	幼稚園による子育て支援事業	
定員	実施	580	6	80	実施	

② 高崎線以南地域

施設・事業	保育所	認可外保育施設	幼稚園	放課後児童クラブ	幼稚園による学童保育	保育所による一時預かり・特定保育
定員	725	75	545	260	15	26
施設・事業	幼稚園による長時間預かり保育	延長保育事業	病児・病後児保育	地域子育て支援拠点事業	幼稚園による子育て支援事業	
定員	実施	725	無し	105	実施	

③ 児玉地域

施設・事業	保育所	認可外保育施設	幼稚園	放課後児童クラブ	幼稚園による学童保育	保育所による一時預かり・特定保育
定員	610	10	105	283	無し	40
施設・事業	幼稚園による長時間預かり保育	延長保育事業	病児・病後児保育	地域子育て支援拠点事業	幼稚園による子育て支援事業	
定員	実施	610	無し	125	実施	

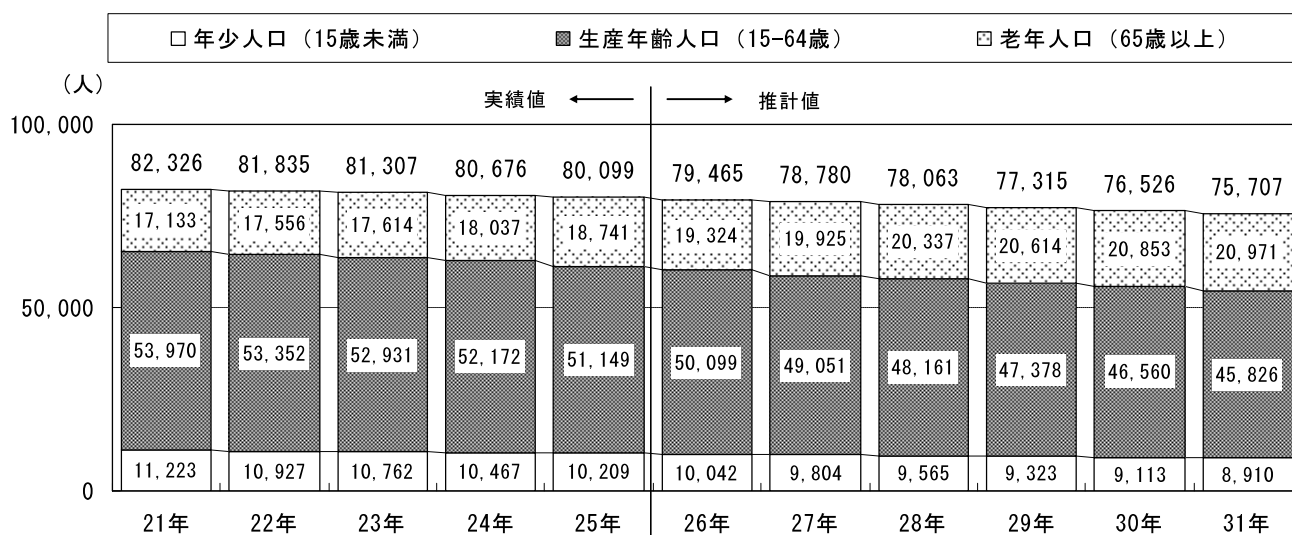
2 人口推計

(1) 人口推計

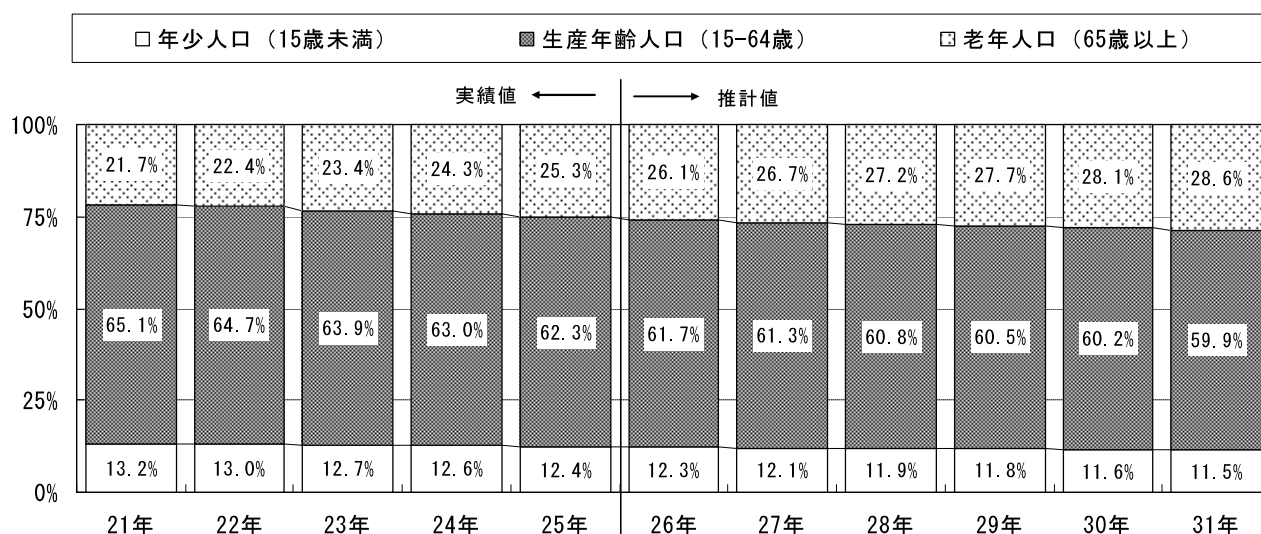
人口推計は、平成21年から平成25年の住民基本台帳人口（各年4月1日）をもとに、人口推計を行っています。その結果、総人口は平成31年には75,707人となると推計しています。

また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、14歳以下の年少人口は微減し続け、その割合は平成31年には11.5%と見込まれます。

■人口3区分別の推移



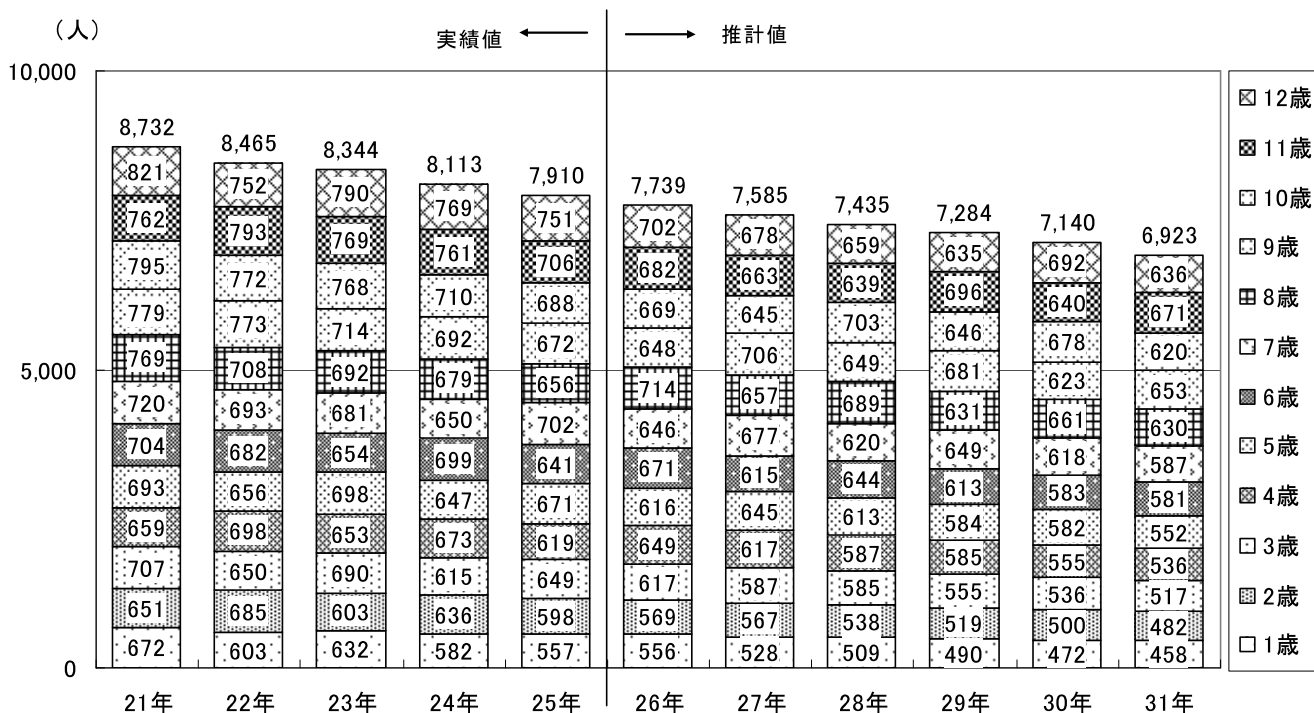
■年齢3区分人口比の推移



資料：平成22年から平成25年は住民基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）
平成26年以降はコーホート変化率法による推計値

(2) 将来の児童数の推計

本市における11歳までの将来の児童数では、平成31年には6,923人となると推計しています。本計画期間である平成27年から平成31年までに816人程度児童が減少すると推計しています。



資料：平成22年から平成25年は住民基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）
平成26年以降はコーホート変化率法による推計値

第6章

//////
今後5年間の子ども・子育て支援への取り組み

第6章

今後5年間の子ども・子育て支援への取り組み

1 乳幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

(1) 認定区分について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分についてまとめると下記の通りとなります。

■認定区分

区分	年齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	満3歳～就学前	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭 等
2号認定	満3歳～就学前	幼稚園（就労している）	共働きであるが幼稚園利用希望の家庭
	満3歳～就学前	保育所・認定こども園	共働き家庭 等
3号認定	0歳、1・2歳	保育所・認定こども園＋地域型保育	共働き家庭 等

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育園、認定こども園
特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
認可外	その他の認可外施設、事業所内保育所（従業員子ども専用）
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園（子ども子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

(2) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

① 0歳児保育（3号認定子ども）

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園、保育所及び地域型保育事業において、必要な0歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

本庄地域（高崎線以北）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		31	30	30	30	30
確保の内容	認定こども園・保育所	39	35	35	35	35
	地域型保育事業	7	7	7	7	7

本庄地域（高崎線以南）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		84	82	78	77	74
確保の内容	認定こども園・保育所	84	82	78	77	74
	地域型保育事業	0	0	0	0	0

児玉地域		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		43	42	40	38	42
確保の内容	認定こども園・保育所	39	38	38	38	38
	地域型保育事業	4	4	4	4	4

② 1・2歳児保育（3号認定子ども）

共働き家庭やひとり親家庭等の保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園、保育所及び地域型保育事業において、必要な1・2歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

本庄地域（高崎線以北）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		209	186	180	175	171
確保の内容	認定こども園・保育所	194	171	165	160	157
	地域型保育事業	15	15	15	15	15

本庄地域（高崎線以南）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		237	236	229	222	215
確保の内容	認定こども園・保育所	225	224	217	213	216
	地域型保育事業	12	12	12	12	12

児玉地域		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		152	145	139	135	127
確保の内容	認定こども園・保育所	137	132	139	139	139
	地域型保育事業	18	18	18	18	18

③ 満3歳～就学前児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業において、必要な満3歳～就学前児教育・保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

本庄地域（高崎線以北）		H27年度		H28年度		H29年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
必要利用定員総数（人）		236	357	232	353	228	346
確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	446	386	471	388	477	388
		H30年度		H31年度			
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定		
必要利用定員総数（人）		225	343	206	314		
確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	482	388	485	388		

本庄地域（高崎線以南）		H27年度		H28年度		H29年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
必要利用定員総数（人）		326	335	302	309	296	304
確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	526	476	529	476	540	476
		H30年度		H31年度			
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定		
必要利用定員総数（人）		281	288	278	286		
確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	545	476	545	476		

第6章 今後5年間の子ども・子育て支援への取り組み

児玉地域		H27年度		H28年度		H29年度	
		1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定
必要利用定員総数（人）		122	302	104	293	113	280
確保 の 内容	認定こども園・幼稚 園・保育所	160	424	120	358	120	351
		H30年度		H31年度			
		1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定		
必要利用定員総数（人）		110	267	104	255		
確保 の 内容	認定こども園・幼稚 園・保育所	120	351	120	351		

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市では、子育て家庭等を支援する事業を実施するため、計画期間における事業の量の見込みと確保方策について次のように計画しています。

① 利用者支援事業【新規】

子どもや保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所等での学校教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

内容の詳細については検討中ですが、本市における子育て家庭の保護者がどのような支援を求めるか見極めたうえで、より多くの人々が有効活用できる支援事業を実施していきます。

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	※ニーズ調査からのニーズ量算出なし
---------------------	-------------------

●量の見込みと確保方策

単位：箇所

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	1	1	1	2	2

② 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターやつどいの広場で、子育て中の親子の交流の場の提供、育児相談、子育てに関する講習会・情報提供等を行う事業です。

■現状

子育て支援センターやつどいの広場など、市内8箇所において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

●地域子育て支援拠点事業の実施状況 単位：箇所、人日

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	8	8	8
延べ利用親子数	33,333	33,026	32,446

■量の見込みと確保方策

引き続き、子育て支援センターやつどいの広場で実施し、事業量の確保に努めます。平成27年度から児玉地域で子育て支援センターが新たに1箇所設置となります。

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	すべて (A、B、C、C'、D、E、E'、Fの各タイプ)
対象者	0~2歳

●量の見込み

単位：箇所、人日

本庄地域（高崎線以北）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
実施施設数	2	2	2	2	2
延べ利用親子数	15,744	14,412	13,920	13,632	13,428

本庄地域（高崎線以南）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
実施施設数	3	3	3	3	3
延べ利用親子数	16,536	16,344	15,828	15,372	14,916

児玉地域	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
実施施設数	4	4	4	4	4
延べ利用親子数	19,968	19,008	18,300	17,520	16,572

③ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康管理の一環として、一般健康診査や HIV 検査の実施及び対象となる妊婦への超音波検査を行う事業です。

■現状

埼玉県医師会、埼玉県助産師会と連携し、市の指定医療機関等において、妊産婦健診を実施しています。

●妊産婦健診事業の実施状況

単位：人

	H23 年度	H24 年度	H25 年度
受診実人数			
延べ受診者数			

■量の見込みと確保方策

引き続き、埼玉県医師会、埼玉県助産師会と連携し、市の指定医療機関等における受診体制の確保を図ります。さらに、受診できる医療機関の増加に努めるなど、受診する妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大に努めます。

ニーズ量の算定対象となった 潜在家庭類型	※ニーズ調査からのニーズ量算出なし
対象者	すべての妊婦

●量の見込み

単位：人

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	受診実人数	561	551	538	526	514
	延べ健診回数					

●確保方策

単位：人

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保方策						
実施体制 (実施場所)	産科医院等					
実施時期 及び検査項目	① 妊娠 8週頃	基本健診、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HTLV-1抗体検査				
	② 妊娠 12週頃	基本健診				
	③ 妊娠 16週頃	基本健診				
	④ 妊娠 20週頃	基本健診、超音波検査				
	⑤ 妊娠 24週頃	基本健診				
	⑥ 妊娠 26週頃	基本健診、血液検査				
	⑦ 妊娠 28週頃	基本健診				
	⑧ 妊娠 30週頃	基本健診、超音波検査、クラジミア核酸同定検査				
	⑨ 妊娠 32週頃	基本健診				
	⑩ 妊娠 34週頃	基本健診、B群溶血性レンサ球菌検査				
	⑪ 妊娠 36週頃	基本健診				
	⑫ 妊娠 37週頃	基本健診、超音波検査				
	⑬ 妊娠 38週頃	基本健診				
	⑭ 妊娠 39週頃	基本健診				

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、保健師・助産師が赤ちゃんの体重測定や育児等の相談、健診、予防接種等のご案内を行う事業です。

■現状

市内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、市の保健師等が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

●乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

単位：人

	H23年度	H24年度	H25年度
訪問乳児数			

■量の見込みと確保方策

0歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、市の健康推進課による事業の実施を予定しており、保健師〇人、助産師〇人の体制により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	※ニーズ調査からのニーズ量算出なし
対象者	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	520	515	510	495	485
確保方策					
実施体制	3人（保健師）				
実施機関	健康推進課				

⑤ 養育支援訪問事業

関係機関からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認められる家庭に対し、育児支援に関する技術的援助を専門員の保健師等が訪問により実施していきます。

■現状

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、市の健康推進課の保健師、助産師等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

●養育支援訪問事業の実施状況

単位：人

	H23 年度	H24 年度	H25 年度
被訪問実人数			
延べ被訪問人数			

■量の見込みと確保方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去実績の平均と同等以上の事業量を見込んでいます。引き続き、市の健康推進課による事業の実施を予定しており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、保健師〇人、助産師〇人の体制により、必要な事業量の確保に努めます。

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	※ニーズ調査からのニーズ量算出なし
対象者	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭

●量の見込みと確保方策

単位：人

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	被訪問実人数	150	155	160	160	160
確保方策						
	実施体制	3人（保健師）				
	実施機関	健康推進課				

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

お子さんを養育している保護者が、疾病、出産、看護、出張、冠婚葬祭などの理由により一時的に家庭においてお子さんの養育が困難となった場合等に、市と規約した乳児院や児童養護施設で短期間お預かりする事業です。

■現状

市と委託契約した児童養護施設や乳児院5箇所において、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になった児童を短期間（原則7日以内）預かる事業を実施しています。

●子育て短期支援事業の実施状況 単位：箇所、人

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	5	5	5
実利用人数	1	3	7
延べ利用人数	2	21	26

■量の見込みと確保方策

（ニーズ量が過剰に算出されていると判断される（※子どもを預けるのに困難であったことがあると回答したすべての家庭のニーズに含める方法を用いたため）ことから、）利用実績を踏まえ、計画期間においては従来と同程度の事業量を見込んでおり、引き続き5箇所の児童養護施設や乳児院で事業を実施し、事業量の確保に努めます。

また、ニーズ量が多く算出されたことを考慮し、幅広く事業の周知を図り、利用者のニーズの掘り起こしに努めます。

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	すべて (A、B、C、C'、D、E、E'、Fの各タイプ)
対象児童年齢	0～5歳

●量の見込みと確保方策 単位：人日、箇所

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	32	31	30	29	28
確保方策					
委託施設	5	5	5	5	5
延べ利用数	48	48	48	48	48

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かりや送迎など、「子育ての手助けを受けたい」「子育ての手助けができる」という人たちが会員になって一時的な育児の援助活動を行う事業です。

■現状

本市では、社会福祉時法人本庄市社会福祉協議会へファミリー・サポート・センター事業を委託しています。依頼会員（援助を受けたい人）、援助会員（援助ができる人）、両方会員（援助を受け、また、援助ができる人）に会員登録していただき、事業を実施しています。

●ファミリー・サポート・センター事業の実施状況 単位：人

	H23年度	H24年度	H25年度
依頼会員登録者数	158	174	185
援助会員登録者数	89	92	98
両方会員登録者数	13	14	18
延べ利用人数	688	1,106	1,316

■量の見込みと確保方策

引き続き、委託によりファミリー・サポート・センター事業を実施します。事業の利用者数が年々増加していることから、今後も援助会員の増加を図り、事業量の確保に努めます。

ニーズ量の算定対象となった 潜在家庭類型	1号認定による利用：C'、D、E'、Fの各タイプ 2号認定による利用：A、B、C、Eの各タイプ
対象児童年齢	おおむね生後6ヶ月～小学校6年生

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	1,400	1,500	1,600	1,600	1,600
確保方策	1,819	1,966	2,125	2,297	2,483

⑧-1 一時預かり事業①（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

降園時間後も、保護者の都合でお子さんを預ける必要のある方、又は、お友だちと遊び足りないお子さんのために、お子さんをお預かりする事業です。

ニーズ量の算定対象となった 潜在家庭類型	1号認定による利用：C'、D、E'、Fの各タイプ 2号認定による利用：A、B、C、Eの各タイプ
対象児童年齢	3～5歳

■現状

本市の幼稚園8か所において、預かり保育を実施しています。

●幼稚園における預かり保育の実施状況 単位：箇所、人日

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	8	8	8
利用延べ児童数			

●量の見込みと確保方策

単位：人日

本庄地域 (高崎線以北)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量 の 見 込 み	1号認定による利用	2,309	2,281	2,236	2,217	2,030
	2号認定による利用	9,813	9,695	9,507	9,421	8,632
	合計	12,122	11,976	11,743	11,638	10,662
確 保 方 策	一時預かり事業 (在園児対象型)					

本庄地域 (高崎線以南)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量 の 見 込 み	1号認定による利用	4,622	4,267	4,184	3,975	3,931
	2号認定による利用	10,357	9,563	9,376	8,910	8,809
	合計	14,979	13,830	13,560	12,885	12,740
確 保 方 策	一時預かり事業 (在園児対象型)					

児玉地域		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	1号認定による利用	234	235	225	214	205
	2号認定による利用	6,148	5,935	5,679	5,421	5,190
	合計	6,391	6,170	5,904	5,635	5,395
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)					

⑧-2 一時預かり事業②（在園児以外を対象とする一時預かり）

保護者の病気、冠婚葬祭、その他の理由で一時的に保育を必要とする場合、0歳から就学前までのお子さんを一時的にお預かりする事業です。

■現状

本市の保育所（園）8か所において、一時預かり事業を実施しています。

●一時預かり事業（在園児以外を対象）実施状況 単位：箇所、人日

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	8	8	8
利用延べ児童数	2,169	1,912	2,852

■量の見込みと確保方策

引き続き、継続実施し、利用機会の拡充を図るため広報啓発に努めます。委託によりファミリー・サポート・センター事業を実施します。事業の利用者数が年々増加していることから、今後も援助会員の増加を図り、事業量の確保に努めます。

ニーズ量の算定対象となった 潜在家庭類型	すべて (A、B、C、C'、D、E、E'、Fの各タイプ)
対象児童年齢	0～5歳

●量の見込みと確保方策

単位：人日

本庄地域 (高崎線以北)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み		2,790	2,575	2,493	2,443	2,389
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	ファミリー・サポート・ センター事業(病児緊急 対応強化事業を除く)	126	126	126	126	126
	トワイライトステイ事業	—	—	—	—	—
	合計	2,526	2,526	2,526	2,526	2,526

本庄地域 (高崎線以南)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み		4,715	4,643	4,498	4,366	4,237
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	6,240	6,240	6,240	6,240	6,240
	ファミリー・サポート・ センター事業(病児緊急 対応強化事業を除く)	178	178	178	178	178
	トワイライトステイ事業	—	—	—	—	—
	合計	6,418	6,418	6,418	6,418	6,418

児玉地域		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み		1,952	1,952	1,952	1,952	1,952
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
	ファミリー・サポート・ センター事業(病児緊急 対応強化事業を除く)	40	40	40	40	40
	トワイライトステイ事業	—	—	—	—	—
	合計	9,640	9,640	9,640	9,640	9,640

⑨ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

留守家庭の児童に対して、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

■現状

本市では、市内計19か所において、小学校に入学しているおおむね10未満の児童で、保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

●放課後児童クラブの実施状況 単位：箇所、人

	H23年度	H24年度	H25年度
設置数	16	18	19
入室児童数			
小学1～3年	548	558	571
小学4～6年	117	143	164

■量の見込みと確保方策

対象児童の学年が6年生に拡大することもあり、より多くのニーズが見込まれます。さらに、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、小学校区を基本とした12の区域ごとに必要な事業量を見込むこととしました。

市内19か所のクラブにおいては引き続き事業を実施し、平成27年度から新たに1箇所設置となります。ニーズ量の推移を見ながら必要に応じて定員の拡大を図ることで、事業量を確保します。

ニーズ量の算定対象となった 潜在家庭類型	A、B、C、Eの各タイプ
対象児童年齢	1～6年生

●量の見込みと確保方策 単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
本庄東小学校区					
量の見込み	78	76	75	72	71
確保方策	80	80	80	80	80
本庄西小学校区					
量の見込み	69	69	69	69	69
確保方策	69	69	69	69	69
藤田小学校区					
量の見込み	40	40	40	38	33
確保方策	25	25	40	40	40

仁手小学校区						
量の見込み	47	43	47	57	53	
確保方策	47	47	47	60	60	
旭小学校区						
量の見込み	127	125	111	101	91	
確保方策	104	104	104	104	104	
北泉小学校区						
量の見込み	69	73	78	84	88	
確保方策	100	100	100	100	100	
本庄南小学校区						
量の見込み	52	51	54	57	57	
確保方策	71	71	71	71	71	
中央小学校区						
量の見込み	85	86	89	90	87	
確保方策	97	97	97	97	97	
児玉小学校区						
量の見込み	104	102	103	108	107	
確保方策	119	119	119	119	119	
金屋小学校区						
量の見込み	60	58	56	52	51	
確保方策	47	47	55	55	55	
秋平小学校区						
量の見込み	44	44	38	42	48	
確保方策	48	48	48	48	48	
共和小学校区						
量の見込み	49	49	49	46	46	
確保方策	56	56	56	56	56	

⑩ 延長保育事業

通常の保育時間の前又は後に保育所が在所児をお預かりする事業です。

■現状

本市では、17か所の保育園において、通常保育時間（11時間）の前後の時間について、延長保育事業を実施しています。

●延長保育の実施状況

単位：箇所、人

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	17	17	17
利用実人数		832	580
延べ利用人数	50,876	36,595	36,496

■量の見込みと確保方策

利用実績を踏まえ、算出されたニーズ量を上回る事業量を見込むこととし、引き続き市内17箇所の保育園における延長保育事業の実施を推進し、事業量の確保に努めます。

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	A、B、C、Eの各タイプ
対象児童年齢	0～5歳

●量の見込み

単位：人

本庄地域（高崎線以北）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	360	342	332	328	310
確保方策	430	430	430	430	430

本庄地域（高崎線以南）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	404	387	378	361	356
確保方策	725	725	725	725	725

児玉地域	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	89	86	82	79	75
確保方策	415	415	415	415	415

⑪ 病児・病後児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））

病気や病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合で、保護者が勤務等の事情により家庭で保育できない場合に一時的に保育する事業です。

■現状

本市では、病児・病後児保育事業について計2箇所の施設で実施しています。

●病児・病後児保育の実施状況

単位：箇所、人

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	2	2	2
利用延べ人数	78	165	129

■量の見込みと確保方策

当面は、引き続き現状の施設において病児・病後児保育事業を実施します。

ニーズ量の算定対象となった 潜在家庭類型	A、B、C、Eの各タイプ
対象児童年齢	0～5歳

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
量の見込み	922	888	854	820	820
確保方策					
病児	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
病後児	700	700	700	700	700

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■量の見込みと確保方策

事業は実施も含め、検討中です。

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	※ニーズ調査からのニーズ量算出なし
---------------------	-------------------

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

■量の見込みと確保方策

事業は実施も含め、検討中です。

ニーズ量の算定対象となった潜在家庭類型	※ニーズ調査からのニーズ量算出なし
---------------------	-------------------

その他関連施策の展開

(案)

○子育て世帯への訪問サポート

- ・不安、悩みについて一緒に考えてくれる身近に感じられるコンシェルジュの配置
- ・市の窓口に来られない方のため、訪問による申請等のサポートや相談、助言、指導

○小学生が有意義な放課後を過ごせる場の提供

- ・放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備
- ・子どもたちが集団で外遊びできる場や雨天でも遊べる屋内施設の充実、プレイリーダーの配置

○結婚応援

- ・婚活イベントの開催
- ・母子家庭又は父子家庭を対象とした婚活イベントの開催
- ・独身女性と赤ちゃんとの触れ合いにより、出産意欲から結婚意欲へ繋げる

○一時預かりの充実・夜間保育の体制の整備

- ・緊急の一時預かりや夜勤をしながら育児をする人への対応

○子育て支援イベントの開催

- ・子育て関連事業及び制度の説明
- ・子どもへの遊び等の指導
- ・大人への子育て指導
- ・食育指導

○補助事業等

- ・不妊治療の相談や案内、治療費の補助
- ・ベビー用品の貸し出し、交換会、購入費補助

【事務局より 子ども・子育て会議委員の皆様へ】

第6章では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保について記載しますが、そのほか、現在抱えている課題や子育て家庭のニーズ、以前委員の皆様から頂いたご意見等を踏まえて、今後5年間で取り組んでいきたいことを記載したいと考えています。

上記はその取り組み（案）です。これらの案についてのご意見や他の提案がございましたら、会議の際にお願いします。

なお、計画に記載する際は、上記のような項目のみの箇条書きではなく、文章化して記載する予定です。

第7章

/////////
計画の推進に向けて

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けて

計画の推進については、子どもや子育て家庭を取り巻く近隣の家庭をはじめ、地域・職場、関係機関・団体・行政が相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいくことが必要です。

(1) 計画の周知

市民が子ども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、目標、取り組みなどについて、広報ほんじょう、ホームページなどを通して周知し、市民の取り組みへつなげます。

(2) 計画推進体制の連携強化

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課を集め、推進に向けた庁内推進体制の整備、強化を図ります。

また、関係機関などとの連携を強化し、子ども及び子育て家庭を地域でサポートできる環境づくりを推進します。

2 役割分担と連携強化

(1) 行政の役割

子育て家庭を社会全体で支援することの意義や子どもの人権の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことへの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進など、計画の推進にあたっての基本となる考え方の周知を図ります。

(2) 家庭の役割

家庭は、子どもの人格形成にとって基礎的な場として重要であり、何よりも安らぎの場となることが求められます。

また、母親のみに子育てや家事の過大な負担がかからないように、父親をはじめ家族みんなが役割を分担し、心身ともに健康で健やかに生活できるように、お互いに助け合いながら温かなふれあいのある家庭づくりが求められます。

(3) 地域との連携

地域は、子育て家庭の身近な相談の場として、また、緊急時の支援など、支えの場として重要な役割を担っています。

そのため、地域住民や各種団体は連携・協力して、包括的に地域の子どもを育てていくことが重要です。こうした地域の活動が、虐待、犯罪等から子どもを守ります。また、子育て家庭が地域で孤立することがないように、地域による子育て・子育て家庭の支援が重要です。

(4) 職場との連携

職場においては、子育ての社会的意義を認識し、育児・介護休暇制度の導入、労働時間の短縮や弾力化、ワーク・ライフ・バランスの実現など、労働環境や労働条件の整備等が求められます。

(5) 関係機関との連携

本計画の実現を目指し、地域や企業の理解のもと国・県・他市町村、関係機関と連携を図り、情報提供やイベントの共同開催など効果的な子育て支援ができるようにします。

3 計画の進捗・管理

本計画の進捗の管理及び実施状況の点検評価については、子育て支援課が中心となり、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価・再調整など継続的な取組を推進します。

計画の進捗及び実施状況の結果については、市の広報、ホームページ等により広く住民に周知を図ります。

住民満足度の向上のため、「計画⇒実施⇒検証・評価⇒改善（Plan・Do・Check・Action）」を住民とともに継続的に、柔軟に実施していくことで、住民満足度の向上を図ります。

【点検・評価の手順】

